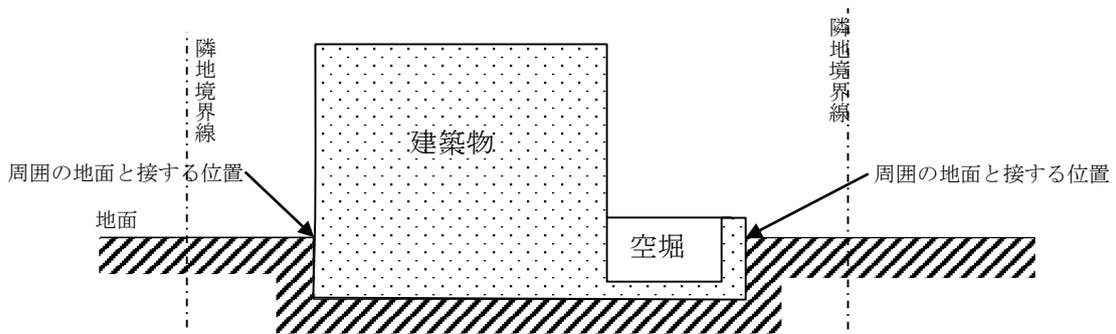


雑 則	面積、高さ及び階数の算定
	法第 92 条、令第 2 条第 1 項第六号、同項第七号、同条第 2 項

### 空堀（ドライエリア）等がある場合の地盤面

空堀（ドライエリア）等がある場合の建築物の高さ等の基準となる地盤面については、「建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面」と規定されているため、以下の通り取扱う。



通風、採光のために現況地盤面を部分的に掘り込んだ空堀を建築物と一体に設けた場合は、参考例のような建築物及び空堀の周壁の外側の地面（人が通れる程度の幅を有する）を周囲の地盤面と接する位置とする。

技術的助言等	
参考資料等	